

1. 法人制度の類型及び在り方について

6センターのこれまでの業務の実施状況や当検討会委員の意見、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項において「研究開発法人」に規定されていることなどを踏まえ、今後の国立高度専門医療研究センターはどのような法人類型が適当か。また、その際に6法人のまま移行するのが適当か、1つの法人に統合するのが適当か。

2. 医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理について

今後の国立高度専門医療研究センターについて、国立健康・栄養研究所や医薬基盤研究所などの医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理についてどのように考えるか。

（参考）

- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）（抄）

附則

（検討）

第24条 政府は、この法律の施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）（抄）

【国立高度専門医療研究センター】

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）の附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

法人制度の比較について

1. 法人類型について

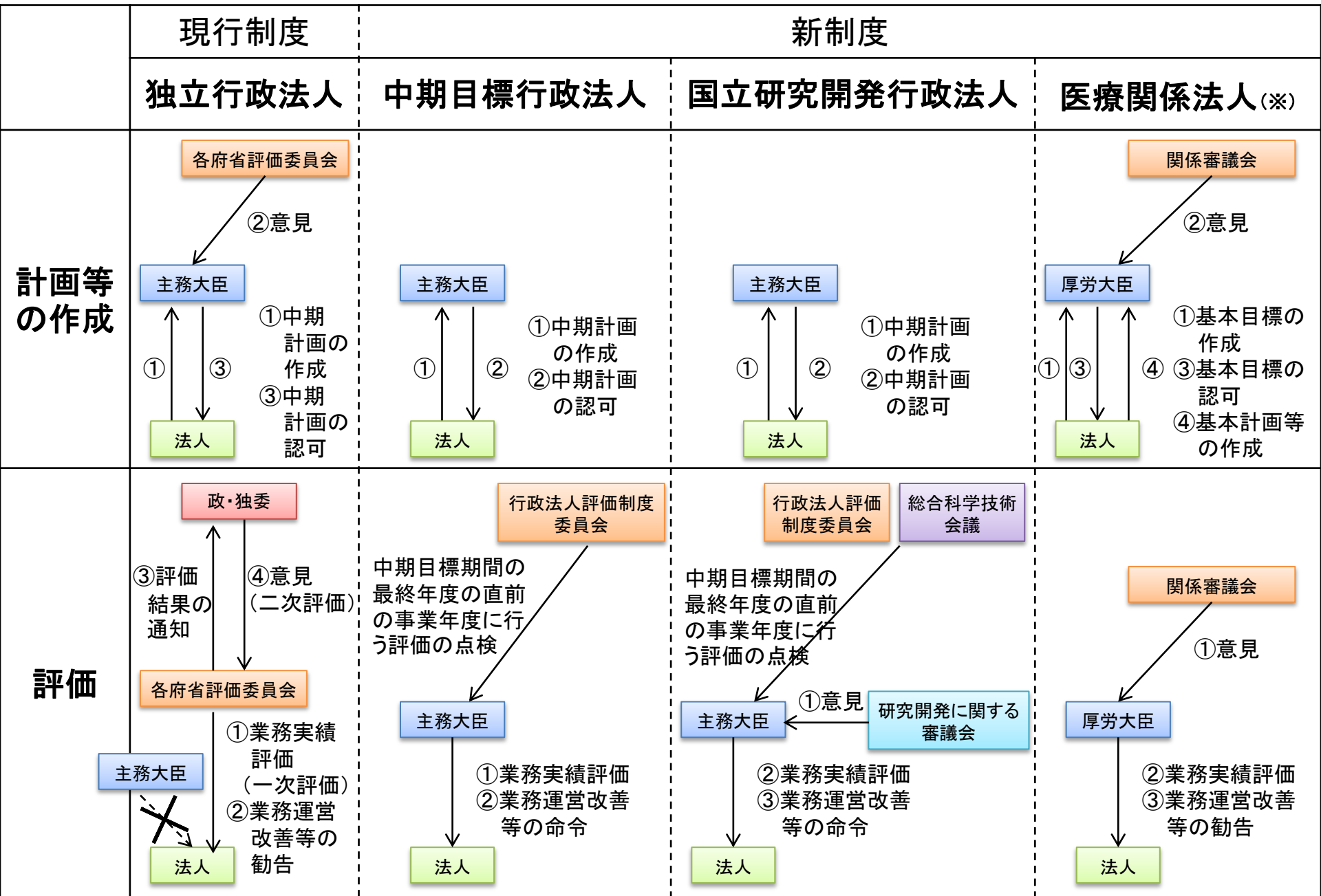
	現行制度	新制度		
	独立行政法人	中期目標行政法人	国立研究開発行政法人	医療関係法人(※)
根拠法	独立行政法人 通則法	行政法人通則法	行政法人通則法	— (固有の根拠法)
法人の 性格	公共上の見地から 確実に実施される ことが必要な事 務・事業であって、 国が直接実施する 必要のないものの うち、民間の主体 にゆだねた場合に は必ずしも実施さ れないおそれがあ るものを行う法人	公共上の見地から確実に 実施されることが必要な 事務・事業であって、国が直 接実施する必要のないも ののうち、民間の主体に ゆだねた場合には必ずし も実施されないおそれ があるもののうち、一定の自 主性・自律性を発揮しつ つ中期的な視点に立って効 果的に執行することが求 められるものを行う法人	中期目標行政法人のう ち、その主要な業務とし て、 <u>研究開発に係る事 務・事業を実施し、公益 に資する研究開発に係 る事務・事業の最大限 の成果を得ることを目的 とする法人</u>	「独立行政法人の制度 及び組織の見直しの基 本方針」(平成24年1月 20日閣議決定)におい て、①国が担うべき政 策医療等の確実な実施、 ②自律的かつ効率的な 経営の実現を目指し、 国立病院機構及び労働 者健康福祉機構が移行 することとされている法 人
法人の 名称	独立行政法人 〇〇センター	行政法人 〇〇センター	<u>国立研究開発行政法人</u> 〇〇センター	—

※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。

2. 目標・評価について

	現行制度	新制度		
	独立行政法人	中期目標行政法人	国立研究開発行政法人	医療関係法人(※)
中期目標期間	3年以上 5年以下	3年以上 5年以下	3年以上 <u>7</u> 年以下	— (適切な期間を設定)
第三者機関	- 各府省の評価委員会 - 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会	総務省の行政法人評価制度委員会	- 総務省の行政法人評価制度委員会 - 総合科学技術会議 - 研究開発に関する審議会(主務大臣の判断を補佐する役割)	関係審議会
目標等の指示	<pre>graph TD; A[各府省評価委員会] -- ①意見 --> B[主務大臣]; B -- ②中期目標の指示 --> C[法人];</pre>	<pre>graph TD; A[行政法人評価制度委員会] -- ①意見 --> B[主務大臣]; B -- ②中期目標の指示 --> C[法人];</pre>	<pre>graph TD; A[行政法人評価制度委員会] -- ②意見 --> B[主務大臣]; C[総合科学技術会議] -- ①意見 --> B; D[研究開発に関する審議会] -- ①意見 --> B; B -- ③中期目標の指示 --> E[法人];</pre>	<pre>graph TD; A[関係審議会] -- ①意見 --> B[厚労大臣]; B -- ②基本方針の指示 --> C[法人];</pre>

※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。



※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。